

## MIYAGIものづくり人材PR動画制作及び魅力発信業務 企画提案募集要領

この要領は、「MIYAGIものづくり人材PR動画制作及び魅力発信業務（以下、「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

#### 1 案件名

MIYAGIものづくり人材PR動画制作及び魅力発信業務

#### 2 事業目的

人口減少社会の本格的な到来により、今後人手不足が深刻化していくことが見込まれているが、富県宮城の実現に向け、県内でものづくりを行っている地元企業及び立地企業（以下「県内ものづくり企業等」という。）が人材を確保し、安定的に稼働を行って、売り上げを伸ばしていくことが必要である。

そのため、県内ものづくり企業等の情報を分かりやすく伝える動画を制作し、授業やインターネット等による情報発信をすることにより、高校生に県内ものづくり企業等への具体的なイメージを持っていただき、企業と高校生のミスマッチ解消による就職後の早期離職防止を図るとともに、高校生の就職先の決定に大きな影響力を持つ保護者や教員等においても県内ものづくり企業等の認知度向上を図ることで、県内ものづくり企業等への就職を促進しようとするものである。

また、インターネット等による情報発信により、県内への就職を希望する大学生等についても、県内ものづくり企業等の認知度向上を図ることで、県内への就職を促進しようとするものである。

#### 3 委託業務内容

別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### 4 契約期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）まで

#### 5 事業費（委託上限額）

5,225,000円（消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の額を含む。）

### 第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領」（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。（別表1）
- (6) 上記（1）から（5）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による

参加も可能とするが、その場合は全事業者が（３）から（５）を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

### 第３ スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりである。

企画提案の募集開始	令和３年 ４月１６日（金）
質問受付	令和３年 ４月１６日（金）から 令和３年 ５月１２日（水）まで
質問への回答	令和３年 ５月１７日（月）までに回答
企画提案書の提出期限	令和３年 ５月２４日（月）午後５時必着
企画提案書の書面の審査（５者を超える場合に限る）	令和３年 ５月２７日（木）
書面審査の結果発表（５者を超える場合に限る）	令和３年 ５月２８日（金）
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和３年 ６月 ４日（金）※予定
審査結果の通知	令和３年 ６月 中旬 ※予定
見積合わせ、契約の締結	令和３年 ６月 下旬 ※予定
業務開始	令和３年 ７月 月上旬 ※予定
委託契約終了	令和４年 １月３１日（月）

### 第４ 応募手続

#### １ 提出書類

- (１) 企画提案提出書（様式第２号） １部
- (２) 企画提案書（任意様式） ８部及び電子媒体１部
- イ A４判片面印刷とし、下記事項を明確にした提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。
- ・動画の構成及び情報発信方法等、具体的な実施内容及び実施方法
  - ・動画、DVDの制作スケジュール（企画、取材、編集等）
  - ・業務実施体制
  - ・再委託の有無及び予定
- ロ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- ハ 委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。
- ニ 企画提案に併せて、当該内容に基づく３分程度のサンプル動画を作成して提出することも可能とするものとする。ただし、サンプル動画の作成は必須ではない。
- なお、サンプル動画を作成する場合には、登場人物の肖像権等の許諾を得ていること。また、動画の保存形式は新たに再生ソフトウェア等をインストールすることなく、パソコンで再生できるものであること。
- ホ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ヘ 企画提案書の電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、サンプル動画を作成した

場合にはサンプル動画と併せて、CD-R又はDVD-Rにより提出すること（提出時にディスクが2枚となっても可）。

(3) 概算見積書（任意様式） 1部

イ 本業務の実施に要する取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費を全て計上し、その内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした概算見積書（様式任意）を作成すること。

なお、本業務に係る費用の総額は、第1の5に定める委託料の上限額を超えないこと。

ロ 概算見積書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を概算見積書に記載すること。

ハ 概算見積書は、任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。

なお、宮城県知事村井嘉浩あてに、参加者の商号又は名称、代表者の職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(4) 会社概要（既存のもので可） 1部

2 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和3年5月17日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部産業立地推進課）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年5月24日（月）午後5時必着

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。

(3) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）  
宮城県経済商工観光部 産業立地推進課

4 提出後の変更、取下げ等

(1) 提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案を提出後に取り下げの場合は、速やかに取下願（様式第3号）を提出すること。取下願の提出があっても、既に提出された書類は返却しない。

## 5 その他

- (1) 企画提案は、参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- (2) 企画提案の提出後、内容について説明を求めることがある。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

## 第5 業務委託候補者の決定

### 1 評価・選定の体制

県が設置する選定委員会において、評価基準（別表2）に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断した提案者を業務委託候補者として選定する。

また、応募者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

なお、応募者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を実施し、上位5者を選定する。

### 2 書類審査

#### (1) 書類審査の実施日

令和3年5月27日（木）

#### (2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、評価基準（別表2）に基づいて審査し、書類審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。

#### (3) 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

### 3 プレゼンテーション審査

#### (1) 実施日時

令和3年6月1日（火）を予定。詳細は、対象者に別途通知する。

#### (2) 実施場所

宮城県庁内を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

#### (3) 実施方法

イ プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。

ロ 1者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。サンプル動画を作成した場合、出席者が退席した後に、選定委員のみで閲覧する。

ニ 当日の新たな資料配付は、企画提案の差し替えや変更にあたらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は8部持参すること。

ホ プレゼンテーションの会場には県でプロジェクタとパソコンを用意するので、パソコンを使用して説明することも可とする。

### 4 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。

また、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

- (1) 参加者名称
- (2) 選定された候補者の名称と得点
- (3) 他の参加者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない）
- (4) 選定委員名

#### 5 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取り消し、3による評価点数の合計が次点の者を業務委託候補者とする。

- (1) 業務委託候補者が辞退した場合。
- (2) 入札参加業者登録簿に登録されている業務委託候補者が、第7により委託契約を締結するまでの間に登録を取消された、又は入札参加資格制限を受けた場合。
- (3) 第7により委託契約を締結するまでの間に、第2の応募資格を有しないことが判明した場合。

#### 第6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- (3) 本募集要領等に従っていない場合。
- (4) 同一の提案者が、2件以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。
- (6) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

#### 第7 委託契約の締結

##### 1 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

##### 2 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と業務委託候補者とで協議の上決定する。

##### 3 見積合わせの実施

県は、業務委託候補者と別途見積合わせを実施し、概算契約金額を確定した後に契約を締結する。契約条件は、「委託契約書」による。

##### 4 その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏洩してはならない。

#### 第8 その他

- 1 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

審査項目		審査の観点	配点
1 全般			<b>【10】</b>
	本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。		10
2 企画・構成			<b>【75】</b>
①学生のものづくり・地域産業への興味関心の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生がものづくり・地域産業への興味関心を持つような構成、演出、表現となっているか。</li> <li>・学生が働くイメージを身近に感じられるような内容となっているか。</li> </ul>		20
②関係者のもものづくり・地域産業への理解度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が就職する際に相談する、保護者や教員等が見ても、ものづくり・地域産業への理解度が向上するような内容及び構成となっているか。</li> </ul>		15
③学校の授業での利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画閲覧により、就職先あるいは大学進学後の選択肢として検討する契機となる等、授業等での活用がしやすい内容及び構成となっているか。</li> </ul>		15
④幅広い場面での利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での授業以外で学生が自宅等で閲覧する場合、取材した県内ものづくり企業等が合同企業説明会等で説明する場合、県が事業の成果としてPRする場合等、幅広い場面での利活用がしやすい内容及び構成となっているか。</li> </ul>		5
⑤早期離職防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会に出たことのない学生が見ても就職後とのギャップを感じず、キャリア教育の面でも有効的な情報となっているか。</li> </ul>		5
⑥情報発信・自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画の情報発信効果をさらに高め、県内ものづくり企業等の認知度向上を図るための方法等、独自の提案があり、その内容が優れたものであるか。</li> </ul>		15
3 業務遂行能力関係			<b>【15】</b>
①業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか、業務実績は良好か。</li> </ul>		5
②スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スケジュールは妥当なものと認められるか。</li> </ul>		5
③積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。</li> </ul>		5
合計			<b>【100】</b>